

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例

令和元年11月26日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会計年度任用職員に対する報酬の額は、月額又は日額で定めるものとする。

2 報酬の額は、次項又は第4項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号。以下「給与条例」という。）第9条の2第2項第1号に定める割合を乗じて得た額（月額の報酬にあってはその額に100円未満、日額の報酬にあってはその額に10円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額）の合計額とする。

3 月額の報酬を受ける会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1月につき、別表第1に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

4 日額の報酬を受ける会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1日につき、別表第1に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

(時間外勤務に係る報酬)

第3条 当該会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員に対し

ては、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に

係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の150

（休日勤務に係る報酬）

第4条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）

（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた会計年度任用職員のその休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（勤務1時間当たりの報酬額）

第5条 前2条及び第7条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第2条第2項の規定により計算して得た報酬の額に12を乗じて得た額を当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）

(2) 日額による報酬 第2条第2項の規定により計算して得た報酬の額を当該会計

年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）

（期末手当）

第6条 期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して支給する。この場合において、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。

2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に再度会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の合計が6月以上に至ったときは、前項に規定する任期の定めが6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員とみなす。

3 期末手当の額は、第2条第2項の規定により計算して得た報酬の額（日額によって報酬を支給する場合には、月額に換算した額）を期末手当基礎額として、期末手当基礎額に基準日の属する年度の4月1日において施行されている給与条例第19条第2項の規定の例により得た額とする。この場合において、基準日以前6月以内の期間において再度任用された会計年度任用職員の在職期間は、引き続きその職にあったものとみなす。

4 期末手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の例による。

（報酬の減額）

第7条 会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他広域連合長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。ただし、その勤務しない時間が月の初日から末日までの期間において勤務すべき全時間である場合の減額すべき額は、その月の分の報酬の額の全額とする。

(休職者の報酬)

第8条 法第28条第2項の規定により休職した会計年度任用職員には、その休職の期間は、報酬を支給しない。

(通勤に係る費用弁償)

第9条 通勤に係る費用弁償は、通勤のために自動車その他の交通用具を使用し、又は交通機関を利用して通勤する会計年度任用職員に対して支給する。

2 前項の規定により支給する1月当たりの費用弁償の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具又は自転車等交通用具使用者 別表第2に掲げる区分に応じた日額に1月の勤務日数を乗じて得た額（その額が月限度額を超えるときは月限度額）

(2) 路線バス利用者 回数乗車券の通勤所要回数分の運賃に相当する額又は通用期間1月の通勤用定期券の価格のうち低廉な方の額

(3) その他の交通機関利用者 通勤所要回数分の運賃に相当する額又は通用期間1月の通勤用定期券の価格のうち低廉な方の額

3 前項に規定する費用弁償の額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものとし、片道の通勤距離が2キロメートル以上の場合に支給する。

4 月の途中で運賃の改定及び住所の変更等の事由により、運賃の負担額に変更が生じた場合には、当該事由の発生した日から費用弁償の額を変更して支給する。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第10条 会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用を弁償する。

2 公務のための旅行に係る費用弁償の額は、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年条例第9号）に規定する職員の例による。

(報酬の支給)

第11条 報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、規則で定める日に支給する。

2 月額により報酬が定められた会計年度任用職員に対しては、会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場

合は、その月の末日までの報酬を支給する。

- 3 日額により報酬が定められた会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数に応じて報酬を支給する。
- 4 第2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から当該会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(期末手当の支給)

第12条 期末手当は、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(会計年度任用職員への移行に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日まで地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第3条第3項第3号に規定する嘱託員として任用されていた者が、施行日から引き続き会計年度任用職員として任用されこの条例の適用を受けることとなった場合の第2条第2項に規定する報酬の額が、施行日前に受けていた報酬月額に達しないこととなるものには、第2条第2項に規定する報酬の額が施行日前に受けていた報酬月額に達するまでの間、その差額に相当する額を報酬として支給する。
- 2 前項の規定による報酬の支給を受ける会計年度任用職員について、この条例の規定により報酬の減額並びに時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び期末手当の支給額を計算する場合における第2条第2項の規定により計算して得た報酬の額は、当該額に前項の規定により支給する報酬の額を加えた額とする。

附 則（令和4年2月22日条例第4号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。